

平成19年第7回辰野町議会定例会議録(1日目)

1. 招集年月日 平成 19年11月27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成19年12月4日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 平成19年度辰野町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第7号 平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)

- 日程第10 議案第8号 平成19年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第9号 平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正
予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号 平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第13 議案第11号 平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第14 議案第12号 平成19年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第13号 平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第16 議案第14号 平成19年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第15号 平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第16号 上伊那広域連合規約の変更について
- 日程第19 議案第17号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	総務課長	平泉 栄一
まちづくり政策課長	小澤 辰一	住民税務課長	野澤 修一
建設水道課長	根橋 正美	産業振興課長	桑沢 高秋
保健福祉課長	赤羽 敏明	会計管理者	加島 範久
教育次長	白鳥 義政	病院事務長	金子 文武
福寿苑事務長	小沢 睦美	消防署長	丸山 均
開発公社常務理事	竹淵 光雄	代表監査委員	小野 眞一

8. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長 竹入 俊男
議会事務局庶務係長 飯澤 誠

9. 地方自治法第123号第2項の規定による署名議員

議席 第9番 三 堀 善 業

議席 第10番 中 谷 道 文

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。本日議員各位のご参集のもと、ここに12月定例議会を開会できますことは誠にご同慶に耐えないところであります。今議会は平成19年度一般会計補正予算をはじめとする、17議案が提出されておりますがこれはいずれも町政推進上、重要な案件であります。議員各位には当面する町政の諸問題を含め、十分にご審議賜りますようお願いするものであります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第7回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

つづいて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。第7回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第7回辰野町議会12月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄お忙しいところご出席を賜り心から感謝申し上げます。

師走を迎え、今年を振り返ってみますと、大きな災害もなく、このまま新年を迎えたいものだと望んでおります。4月には地方自治法の改正を受けて、副町長を置き収入役制度を廃止し新しい体制での行政運営となりました。また、選挙の年でもあり国・地方において選挙が行われました。統一地方選挙におきましては、辰野町議会議員選挙も行われ、定数4減のなか、選挙戦が行われ14名の議員が誕生いたしました。車の両輪の一翼として町政を担っていただいております、心から感謝を申し上げます。

辰野駅前地区におきましては、懸案でありました下水道事業に着手することができ、農政関係では、農業の担い手組織としての営農組合の設立が5地区で進み

ました。災害等電子メール配信サービスなどの充実や地域自主防災組織への支援を図ってまいりました。更に、町の財政健全化に向けた「辰野町公債費負担適正化計画」や今後のまちづくりの指針となる「辰野町協働のまちづくり指針」を策定し、公表してまいりました。一方我が国の経済は、景気回復基調にあるとはいえ、国・地方の債務残高は773兆円と言われ高い水準にあります。平成16年度からの「三位一体改革」が進みまして、税源移譲を上回る地方交付税等の削減となりました。地方財政の悪化と地方と都市の格差拡大をもたらしました。当町においても平成19年度で、税源移譲による町民税の増額を1億2,000万円ほど上回る地方交付税の削減が見込まれています。今後も地方交付税等の削減は避けられず、厳しい財政運営が続くものと思われまます。今年6月に成立した「地方財政健全化法」は、実質公債費比率など4指標で判断されてまいりますが「早期健全化基準」と「財政再生基準」はいまだ示されておりません。町の大きな課題の一つであります辰野総合病院の移転新築につきましては、当初、年内には方向性を出す予定でありましたが、財政4指標の判断基準が示されていないことと、国の「公立病院改革ガイドライン」が確定しない状況下で、平成20年度予算編成の中でその具体策やスケジュール等を明らかにしていきたいと考えております。国の地域医療政策を見極め、今後の辰野町の地域医療をどうするのか、医師確保や町の財政状況等を十分考慮し具体的な判断を行ってまいります。さて、今定例会に提案いたします議案は、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど条例の一部改正が5件、平成19年度辰野町一般会計補正予算など補正予算10件、上伊那広域連合規約の変更1件及び辰野町公の施設の指定管理者の指定について1件など合計17議案であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、第7回定例会招集にあたっての挨拶と致します。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により議席9番三堀善行議員、議席10番中谷道文議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題とします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（成瀬）

皆さんおはようございます。去る11月27日、議会運営委員会を開催し平成19年第7回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。11月27日、辰野町告示第50号によって、辰野町長より12月定例会を12月4日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員正副議長同席のもと、12月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全議員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○局長

（会期日程朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

えー、それでは議案第1号辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。今年的人事院勧告に基づきまして、給料表、扶養手当、勤勉手当等につきまして条例の一部を改正するため提案するものでございます。次のページをお願いいたします。えー、今改正は2条からなっております第1条の第14条、えー、条例のなかの第14条であります。扶養手当の額ということで、「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合

にあつては、そのうち1人については6,500円、」を「6,500円（」に、「ない場合に
あつては」を「ない場合にあつては」の「は」の後ろの次に点を加えるという
ものでございまして、これは今まで扶養の配偶者がいない場合につきましては1人
につきまして、6,500円の手当がございまして後は2子以降につきましては6,000円
ということございしましたが、今回の小子化対策ということで子どもさんにつ
きましては、全員6,500円ということでアップになりましたので、こういう形での改
正をお願いするものでございます。これは今年の4月1日から適用するものでご
ざいます。それからえー、第15条でございしますが、扶養手当の支給方法でござい
ましてそのなかに、えー申告の関係で職員に次の各号の1に該当する事実が生じ
た場合ということがございしますがこの1、をいずれかに改めるものでございま
して、職員に次の各号のいずれかに該当する事実があつた場合にはという言い換
えでございます。それから、第3項中えー「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者」
に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合は同条
第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」ということで
ございまして、これはあの方、今まで子どもの扶養手当が6,500円と6,000円とい
うケースがあつたわけでありましてけれども、今回一律6,000円なつたためにこの部分
を改正するものでございます。次に第29条これは勤勉手当の額を定めた条例で
ございしますが、第1項第1号中、「100分の72.5」を「100分の77.5」に、「100
分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものでございまして、えー、今回の人事
院勧告におきまして、勤勉手当が、えー、「100分の5」上がりました。その支
給方法につきましてすでに6月の支給が終わつてございしますので、12月「100分
の5」アップをし、これは今年の12月1日から適用をしてまいるものでございま
す。それから、えー別表第5条関係でございしますが、行政職の給料表以下、医療
職1表2表3表まで8ページほどございしますが、これは初任給を中心に若年層に
限定した給与の改定を行うというものでございまして、えー、給料表を改正す
るものでございます。それから一番最後から前のページで第2条が載つてございま
す。勤勉手当の額でございまして、これもあの方の今年のえー、人事院勧告におき
まして100分の5ヶ月分アップをしたものを、これは20年の4月1日施行の条例で
ございましてけれども、それを0.25つつ6月12月に割り振るという形で、えー、今
回12月1日付けで摘要の改正を「100分の77.5」を0.25を、あ、「100分の75」

に 100 分の 2.5 引き下げるというものでございまして、「 100 分の 97.5」を「 100 分の 95」に改めるものでございます。附則の関係につきましては、えー、第 1 項第 2 項につきましては、えー、施行期日等謳ってございます。それから第 3 項につきましては、今年の 4 月 1 日から施工日の前日までの間における異動者の号俸ということでございます。第 4 項は施工日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号俸の調整という内容でございます。えー第 5 項につきましては、町長への委任項目でございます。それから、第 6 項につきましては、給与の内払ということでございまして、えーこの差額が生じた職員につきましては、えー差額を支給していくものでございます。第 7 項につきましてはえー、附則の第 11 項これ地域手当の読替規定でございますが、うちは地域手当えー該当しませんので、削除させていただいてえー第 12 項を 11 項に改める、改めさせていただきたいというものでございます。以上提案理由を申し上げました。原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 1 号辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議 長

意義なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。日程第 4、議案第 2 号辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは議案第 2 号辰野町使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。えー公の施設にありましては、収益が見込まれる施設と管理のみの施設があるわけでございますが、この収益が見込まれる施設にありましては、指定管理者の経営能力を発揮して多様化する町民ニーズに効果的

かつ効率的に対応していただき、サービスの向上が図られますようえー、利用料の弾力的な運用を可能にするため、えー辰野町使用料条例の一部を改正したいとするものでございます。えー辰野町の使用料条例の一部を改正する条例、辰野町使用料条例の一部を次のように改正するというので、えー4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、第3項とし、えー第1項の次に次の1項を加える、ということで第2条第2号を荒神山スポーツ公園のうち、湯にいくセンター、第16号しだれ栗森林公園及び第18号辰野町食の健康拠点施設の利用料については、別表に定める当該金額を限度として、えー指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めることができるものとする。この条例は公布の日から施行したい、とするものであります。えー現在、荒神山のスポーツ公園の施設のなか、湯にいくセンターにつきましては時間帯によりまして、350円から500円の料金設定、それから、あーしだれ栗森林公園におきましては、えーオートキャンプ場の3,000円からパターゴルフ場1,500円、マレットゴルフ場1,000円というような料金設定になってございます。えー、また食の健康拠点施設におきましては、えーそれぞれ宿泊の料金が、えー9,450円から1万2,600円というような料金設定が、あー、されておるわけでございますけれども、おー利用料金の上限を、上限のみを設定することによりまして柔軟に指定管理者が料金設定ができるように、改正をしたいとするものであります。えーご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第2号辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第3号たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第3号たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。えー、この度11月20日よりたつのパークホテルが指定管理者制度を導入したことに伴いまして、当該施設は収益が見込まれる施設でありまして、指定管理者の経営能力を発揮しサービスの向上を図るとともに、管理運営業務を効率的に行わせるため利用料の弾力的な運用を可能にすべく、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正したいとするものであります。えー、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、えーたつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するというので、第6条第2項を次のように改める。えー、利用料金の額は別表に定める金額を限度として、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めることができるものとする。えー、別表中、えー、1 宿泊利用の料金、1泊2食付、サービス料込み、大人9,500円から2万1,000円。小人6,000円から1万4,700円とあるを、宿泊料金、サービス料込み大人2万1,000円小人1万4,700円に改め、附則この条例は公布の日から施行したいというものであります。えー、以上料金の上限を設定するなかで、柔軟に指定管理者が料金設定できるように改正したいとするものであります。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第3号たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第4号辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

えーそれでは議案第4号辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。え、小野簡易水道を円滑な運営を図るため設置されている運営審議会を条例上明確に位置付け、運営の効率を図るため条例の一部を改正するものです。辰野町小野簡易水道給水条例（昭和36年辰野町条例第6号）の一部を次のように改正する。第6章審議会を新たに起こし、第35条第36条37条を加え、これに伴い第7章以下条項を繰下るものです。この条例は公布の日から施行するものです。えー、小野簡易水道運営審議会規則は昭和47年辰野町規則第13号として公布され、運用されていますが設置に関して明確な位置付けがされておらず、ここで公共下水道条例の一部を改正し、公共下水道運営審議会及び小野特定環境保全公共下水道運営審議会を設置するのに合わせて、本条例の整理を行い生活に密着した上下水道の一体的な経営を更に進め、安心安全な町づくりをしていきたいというものであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

（質疑、討論なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第4号辰野町小野簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第7、議案第5号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。ディスポーザの設置に関する基準の改定及び下水道の円滑な運営を図るため、辰野町公共下水道運営審議会及び小野特定環境保全公共下水道

運営審議会を設置するため、条例の一部を改正するものであります。辰野町公共下水道条例の一部を次のように改正する。目次中第6章、審議会を加え以下条項を繰下げ、第7章雑則、第8章罰則とします。更に第25条第1項第1号中「300」を「600」に、同条同項第2号中「300」を「400」に、同条同項第3号中「30」を「70」に改める。また第5章の次に第6章審議会を新たに起こし、第37条38条39条を加え、これに伴い第7章以下、条項を繰下るものです。この条例は公布の日から施行するものであります。えー、第25条はディスポーザの設置に関するものですが、公共下水道におけるディスポーザの設置につきましては、現行の基準及び構造は生物的酸素要求量、BODは5日間で300mg未満、浮遊物質量SSは10につき300mg、えー、動植物油脂類含油量は10につき30g以下とし、破碎残渣または汚泥を下水道に流入させない構造であることとされていますが、最近のディスポーザ処理システムの改善により、基準の改定を受けて今回の条例改正をするものであります。また第6章の審議会ですが、これまで下水道の運営につきましては、下水道建設委員会において審議をされてきましたが、建設工事はほぼ完了となったため、18年度で解散しました。そこでこれからの下水道の円滑な運営を図るため公共下水道条例の一部を改正し、新たに公共下水道運営審議会及び小野特定環境保全公共下水道運営審議会を設置し、生活に密着した上下水道の一体的な経営を更に進め、安心安全な町づくりをしてきたいと思っております。尚、委員につきましてはそれぞれ上水道兼務でお願いしていきたいと考えています。以上提案理由申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

25条の関係の説明、ご説明なんですけど、えー、BODあるいは、SSあるいはノルマルヘキサン抽出物質含有量の数値が、この上がるということは環境を守っていく上では、マイナスというか、より負荷の高いものを流すということになるわけですけども、今の時代の流れに逆行するように思うわけですけどもそれはどういうことなんでしょうか。

○建設水道課長

ええとあの、数値が上がったということではありますが、これはあのディスポー

ザの装置があので、えー、システムが改善をされておまして、えー処理が良くなっているということと、それから一般的な家庭の汚水の流す基準と言いますか、平均値がここまで、このくらいだということで基準を上げたということで、下水道協会が改定をされたものであります。以上です。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第5号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。日程第8、議案第6号平成19年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

えー、それでは平成19年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は制度改定による給与費の調整、たつのパークホテルの管理運営費、後期高齢者医療制度広域連合負担金、児童手当費、商工業誘致及び振興補助金、埋蔵文化財本調査増工分、各施設の燃料費の増などの補正予算であります。この補正総額は、1億1,142万7千円の追加であり、予算総額は71億5,204万9千円となりました。その概要を申し上げますと、歳入については地方交付税、地方特例交付金等の減額。町民税、固定資産税、国・県支出金、繰越金、繰入金、及び地方債等の増額補正であります。歳出につきましては、総務費をはじめとする給与費の調整、たつのパークホテルの管理運営費等であります。民生費では保育園の燃料費の増額、後期高齢者医療制度における保険料徴収システム開発費の負担金、制度改正に伴う児童手当費の増額等であります。農林水産業費では、有害鳥獣対策等の補助金。林道樋の沢線橋梁補修工事等であります。商工費では、商工業誘致及び振興補助金の増額、観光費の減額であります。土木費では平出越道地区の埋蔵文化財本調査の増額、町営住宅への火災報知器の設置費用等であります。消防費では辰野消防署負担金の増額等であります。教育費では小中学校の燃料費等の増額、特殊教育児童生徒の就学

奨励費の増額。町民会館空調機改修工事、荒神山球場照明漏電修理工事、武道館自動火災報知器設備改修工事等であります。災害復旧費では林道飯沼線の復旧に関わる補正であります。以上のとおり補正予算の概要を申しましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第9、議案第7号平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第7号平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。えー1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するもので、収入は第1款水道事業収益で658万2,000円を追加し3億8,544万2,000円とし、内訳は営業収益で658万1,000円を追加し3億5,802万7,000円。営業外収益で1,000円を加え2,741万5,000円としました。支出は第1款水道事業費用で658万2,000円を追加し3億8,544万2,000円とし、えー内訳は営業費用で91万8,000円を減額し3億2,081万3,000円。営業外費用として750万円を加えて6,418万としました。4ページ補正予算説明書をご覧ください。収益的収入では給水収益として、水道使用料658万1,000円を追加。受取利息及び配当金として預金利子を1,000円追加しました。5ページをご覧ください。支出では原水及び上水事業として職員の異動により給料手当、法定福利費、計107万4,000円を減額しました。配水及び給水費では制度改正により職員手当等、17万円増額しました。えー総係費では職員の異動により給料を減額、手当及び法定福利費を増額し合計1万4,000円を減額しました。消費税は中間申告により750万円を追加いたしました。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第7号平成19年度辰野町上水道事業

会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第8号平成19年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第8号平成19年度辰野町下水道特別会計補正予算（2号）について提案理由を説明申し上げます。えー1ページをご覧ください。歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ258万円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億5,685万円とするものであります。えー詳細について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入は下水道使用料を258万減額しました。えー7ページをご覧ください。えー歳出では01目公共下水道総務費で報酬費を減額。職員異動に伴い給料、職員手当、共済費を減額し、償還金、利子及び割引料では過誤納還付金15万円公課費では中間申告により消費税150万円をそれぞれ増額しました。えー、02目水処理センター管理費では制度改正に伴い職員手当を増額。共済費を減額し、マンホールポンプの修繕のため需用費を100万円増額いたしました。えー03目公共下水道事業費は職員異動に伴い給料、職員手当を増額、共済費を減額。委託料200万円は負担金に組替をし、積立金は18年度の生産により財政調整基金に350万3,000円を積み立てるものであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第8号平成19年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。
日程第 11、議案第 9 号平成 19 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

えー議案第 9 号平成 19 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を説明申し上げます。えー 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 566 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,787 万 6,000 円とするものであります。えー詳細について申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入は前年度繰越金を 565 万 6,000 円を追加しました。7 ページをご覧ください。雑入を 1 万円追加しました。続いて 8 ページをご覧ください。歳出では 01 目特定環境保全公共下水道総務費で運営審議会の報酬として 1 万 2,000 円を増額。積立金は 18 年度の精算により財政調整基金に 565 万 4,000 円を積み立てるものであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 9 号平成 19 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。
日程第 12、議案第 10 号平成 19 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 10 号平成 19 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を説明申し上げます。えー 1 ページをご覧ください。えー歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,059万4,000円とするものであります。詳細について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入は北部地区水処理施設使用料を60万円追加しました。7ページをご覧ください。歳出では01目、農業集落排水事業費で職員異動による給料の減、職員手当の増額、共済費の減額であります。04目、北部西地区水処理施設管理費はブロワのオーバーホールとして需用費を37万1,000円増額しました。05目、上横川地区水処理施設管理費は流量計の交換として70万円を増額いたしました。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第10号平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

えーそれでは議案第11号平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ529万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,122万4,000円とするものであります。内容につきましては、6ページをご覧ください。歳入の療養給付費等の交付金は、平成18年度退職被保険者等療養給付費の確定による追加交付であります。7ページの基金繰入金でありますけれども、療養給付費の追加交付2,237万7,000円同額を減額であります。8ページの繰越金につきましては前年度の繰越金529万3,000円の増額補正であります。えー次に歳出でありま

すが 9 ページの療養給付費は療養給付費と基金繰入れとの財源組替であります。10 ページの諸支出金 529 万 3,000 円の増額補正で平成 18 年度療養給付費負担金の国庫補助金の確定によるこれは返納金であります。以上提案理由を申し上げました。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 11 号平成 19 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。日程第 14、議案第 12 号平成 19 年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

えーそれでは、議案第 12 号平成 19 年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第 1 号)の提案理由についてご説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。えー第 2 条でありますけれども、年間患者数これの入院部門におきまして、当初予算で 3 万 6,900 人から 400 人減の 3 万 6,500 人と、続いて一日平均患者数これも入院部門であります、101 人の当初予算を 100 人と、いうことで減員してあります。えー第 3 条であります。当初の予算に対しまして補正額、医業収益におきまして 2,227 万円の減額補正。また支出におきましては、医業費用の部門におきまして当初予算に対し 2,227 万円の減というものの補正でございます。えー続きまして 6 ページをご覧ください。歳出の関係になります。給与費の部門であります。これにおきましては、えー人勧給与会計におきます増の金額が 143 万 7,000 円。また職員の異動等によります減額が 2,687 万 7,000 円ということの給与費の給料の部門。それから手当、法定福利費の関係の減額というものであります。またその項目にあります、03 賃金の関係になりますけれどもこれにつきましては、えー休日の宿日直の

医師の代務の関係の賃金であります。これが信州大学の関係におきまして、協力をいただきまして大きく増えているというものでございます。続きまして、材料費の関係になります。これは医薬材料関係それぞれが不用ということで不用減額をさせていただきました。つづいて7ページをご覧ください。経費の関係になります。光熱水費、燃料費これはともども原油価格等々の値上がりまして、それぞれの値上げに響いているものの増額でございます。なお、燃料費の部分におきまして、重油代というものがありますけれども当院では、辰野病院ではこれを使用しなくなったということになりました。代わってプロパンを使用するということですのでその部分が大きく増えているものでございます。またその下の15の委託料でございます。えー医師等の代務委託料これにつきましては、診療に関する部門の代務委託料ということで増額の補正をさせていただきました。以上提案理由を説明させていただきました。原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（13番）

えー、今回の補正予算は一応つじつま上、収入の方も支出に合わせたという形だと思うわけですがけれども、実際の収支と申しますか、病院経営上の収支について、直近の月末時における収支では今年度累積赤字はどのくらいになっているのでしょうか。

○病院事務長

えー、現在のところ累積では、あのう半年経ちましたところでは、えー見込みでは8,000万から9,000万というような間隔になっております。なおこれはあのう、繰入金絡みによりまして大きく影響しますので、現在の中間の部分におきましては、はっきりこういったものということではありません。なおあのう、診療収入関係につきましては、えー前々から申し上げてありますように、医者が少なくなったということで収入事態は、まああのいってみれば大きく減ってきているという傾向でございます。以上です。

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第12号平成19年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するに

異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第15、議案第13号平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

議案第13号平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。1ページをお願いします。今回の補正につきましては、人事院勧告に基づきます給与改定と職員の退職異動によります、人件費の減額が主なものでありまして、減額分につきましては需用費、役務費、予備費に充当しました。したがって歳出内での補正でありますので、総額の増減はありません。第1条ですけれど歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,631万4,000円とするものであります。4ページをお願いします。歳出、総務費の関係の一般管理事務補正額ですけれど、540万6,000円の減額です。詳細につきましては、給料で382万3,000円の減額ですが、これは職員が23名から22名にということで、1人退職した関係と職員異動によるものであります。それから、職員手当が110万1,000円の減額ですが詳細につきましては、職員手当から退職手当負担金の関係です。共済費につきましては、108万3,000円の減額で共済組合負担金です。需用費の50万円の増額ですけれど、燃料費が高騰していることから50万円の補正をさしていただきました。役務費の10万1,000円ですが介護サービス情報公表手数料ということで、10万1,000円載せましたがこれは介護保険法の改正によりまして、介護サービス事業者に介護サービス情報の公表が義務づけられました。したがってこの関係では事業者、福寿苑ですけれども公表手数料を県へ、それから調査手数料という形のなかで県の指定する調査機関へ納付することになりました。福寿苑の場合につきましては、今年度介護保険施設サービスとそれから通称リハビリテーションサービスが対象ということで、1サービスにつきまして、5万300円ですので二つのサービス分としまして10万1,000円を計上しました。5ページをお願いします。予備費の関係ですが、今の残額という形になりますが540万6,000円

を計上しまして、計で1,180万5,000円とするものであります。以上提案理由を説明しました。原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

4ページの今説明ありました、介護サービス情報公表手数料について、調査機関に支払うということですが、この調査機関というのは具体的にはどのような機関が調査するのでしょうか。

○福寿苑事務長

これあの県の方があの担当しております、県の方の登録で指定調査機関につきましては、長野県の介護福祉会とか長野県高齢者福祉協会等で11業者が県の方で指定されておまして、辰野の方に入ってくるのは県の関係から指定された業者が入ってくるという話になっております。以上です。

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第13号平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。日程第16、議案第14号平成19年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第14号平成19年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。えー1ページをご覧ください。今回の補正予算は歳入歳出にそれぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,404万6,000円としたいとするものであります。6ページをお開きをいただきたいと思います。えー歳入につきましては、使用料11万円と繰越金19万円の増額であります。歳出に関しましては、8ページをお開きいただきたいと思います。総務費の一般管理費02節、給料でございますが85万円の減額、職員手当90万円の減額、共済費

25万円の減額。えー少しとびましてえー、維持管理費でございますが、共済費 8万円の減額、賃金50万円の減額、これにつきましては制度改正に伴う減額とそれから職員の異動に伴う不用減額でございます。えーそれから01目の一般管理費の14節、使用料及び賃借料15万円でございますが、これは音楽著作物使用料へあてるものでございます。27節、公課費につきましては58万円の減額でございますが、中間確定申告の地方消費税の減額でございます。えー維持管理費の02目、11需用費でございますが修繕料 331 万円を計上させていただきましたが、これにつきましては老朽化してきています有線の各家庭の端末機の修繕。えー、ほたるチャンネルの編集機と送出機の修繕に対処するために補正するものであります。以上のとおりでございます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第14号平成19年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第15号平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,712万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,031万円とするものであります。6ページをお開きください。歳入でありますけれども、介護保険料の現年度分特別徴収保険料を511万2,000円増額するものであります。続きまして7ページであります。国庫補助金を4万円増額するも

のであります。これは人件費分に基づく増額分であります。それから、8ページであります。これは人件費分に基づく増額分であります。それから、8ページであります。県支出金の県補助金であります。2万円の増額であります。これも同じく人件費分の増額であります。それから9ページであります。えー繰入金であります。これは一般会計よりの繰入金であります。えー55万1,000円あります。えー事業費繰入金で現年度分の繰入金ということで、これも人件費の増額に基づくものであります。それから10ページであります。繰越金であります。これは1,140万6,000の増額であります。これは平成18年度分の繰越金の増額であります。歳出であります。11ページをご覧ください。総務管理費の一般管理費であります。53万1,000円の増額であります。これは人事院勧告に基づきます人件費の増額であります。えー12ページであります。地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費であります。これは9万8,000円の増額であります。これも人事院勧告に基づきます人件費の増額であります。13ページであります。償還金及び還付加算金であります。これは1,650万円の増額となります。これは平成18年度分の補助額が決定いたしましたので、これに基づきまして返還するものであります。以上、内容をご説明いたしました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第18、議案第16号上伊那広域連合規約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第16号上伊那広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。上伊那広域連合の構成市町村が合併によりまして、10市町村から8市町村に変更になったことに伴いまして、関係市町村の経費の負担割合を変更をしたいと思います。えー第1条上伊那広域連合規約の一部を次のように変更する。ということで別表中、えー第5号から第7号ごみ処理関係の負担割合についてでございますけれども、これにつきましては上段の中程、平成14年度までとございますが人口割100%。この平成14年度が、まあ執行したことによりまして、それから表記の体裁を他と統一をしたことによる変更でございます。えーその下段の方、第11号から12号の上伊那情報センターの設置、管理及び運営に関する

る事務の負担割合でございますけれども、こちらにつきましては新システムに係る管理費について均等割要素が生じたために均等割を5%、人口割を95%と改正をするものでございます。えー続きまして、えー次のページの18号をご覧くださいと思いますが、えー18号関係市町村が行う公共土木事業に係る設計、積算及び工事監督に関する事務のうち、当該市町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務、ということでございますけれども、この負担割合につきましては算定基礎を予算の属する年度の実設計工事費額とし、合わせて表記の体裁を他の表記に統一するものでありますが、上伊那土木振興会が広域連合に統合になったことに伴う改正でございます。えーめくっていただきまして、第2条の上伊那広域連合規約の一部を次のように変更するという部分でございますけれども、第2条の変更は第1号から第19号を従来の均等割20%、それから人口割80%であった負担割合を、合併前の一市町村の均等負担率2%として8市町村でありますので、16%の均等割と84%の人口割に変更したいとするものであります。えーご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第16号上伊那広域連合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第17号辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。たつのパークホテルが平成20年4月から辰野町の公の施設の指定管理者として指定をするために地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。この件につきましては、選定委員会

とそれから審査会でもって、えーたつのパークホテルの指定管理者申請書に関わる項目別の評価の審査を行いました。えー申請者は7社ございましたけれども、項目といたしましては施設設置の目的が達成できるか、それから利用者の平等利用が確保できるか、施設の効用を最大限に発揮できるとともに、経費の縮減が図られるか、それから事業計画にそった管理を安定して行う物的人的能力があるか、それから町民の声が反映される管理が行われるか、えー緊急時対応などについて対応ができるか、それから個人情報保護の措置について対応が可能か、環境に配慮した経営を行っているか、適切な労働環境の確保が図られるか、地域活動との関わりや地域に対する貢献についての度合い。そして施設の管理に関する特徴的な事項等をこの11項目につきまして採点をして、最終は11月14日に開催をいたしました、えー指定管理者審査会を経まして本日提案をさしていただくものでございます。えー、名称につきましては「たつのパークホテル」指定管理者は株式会社アセット・オペレーターズ、所在は大阪府茨木市中穂積1丁目1番10号、指定期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日の5年間でございます。えー以上、提案を申し上げますのでよろしくご審議のほど、原案可決いただきますようよろしくお願いたします。

○議 長

ここで質疑を行います、委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑、討論なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第17号については、会議規則第37条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第20、請願・陳情書についてを議題とします。請願・陳情書については、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○事務局長

(文書表朗読)

○議長

以上、陳情 5 件につきましては、それぞれ所管の委員会へ審査を付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。なお、この後11時25分から議員による、全員協議会を行いますので、時間までに全員協議会室へお集まりください。

1 1 . 閉会の時期

平成19年 12月 4日 11時 17分 閉会

この議事録は、議会事務局長 竹入俊男、庶務係長 飯澤誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番